

北九州市議会タブレット端末管理及び使用基準 新旧対照表

新	旧
<p>(アプリ等の追加) 第16条</p> <p>1、2 略</p> <p>3 議長は、前項の規定による申請があったときは、申請書に基づく議会運営委員会の協議を経てアプリ等の追加を決定し、タブレット端末アプリ等インストール決定通知書(様式第2号)により、議会運営委員会を經由して申請者に通知するものとする。 <u>なお、既に議長の許可を得ているアプリ等については、議会運営委員会の協議等を省略して、申請者に通知するものとする。</u></p> <p>4、5 略</p>	<p>(アプリ等の追加) 第16条</p> <p>1、2 略</p> <p>3 議長は、前項の規定による申請があったときは、申請書に基づく議会運営委員会の協議を経てアプリ等の追加を決定し、タブレット端末アプリ等インストール決定通知書(様式第2号)により、議会運営委員会を經由して申請者に通知するものとする。</p> <p>4、5 略</p>